

賠償補償

補償内容

対人賠償

対物賠償

活動中に対人、対物事故が発生し、指導者が法律上の賠償責任を負ったときに補償します。

補償規程

種 類	補償金額(限度額)	説 明
対人賠償責任補償	対人事故1名につき3,000万円、 1事故につき1億円 (免責金額:3万円)	被害者の治療、入院費、慰謝料等
対物賠償責任補償	対物事故1名につき3,000万円、 (免責金額:3万円)	修理費(修理ができない場合は買い替え費用)、 休業補償費などの間接損害

補償金をお支払いできない場合(主な例)

- ・団員や指導者の故意または重大な過失
- ・戦争や変乱、労働争議に起因する事故
- ・地震、噴火、津波の天災に起因する事故
- ・特別な約定に起因する加算された賠償責任
- ・団員や指導者が所有、使用、管理している財物に対する賠償責任
- ・同居の親族に対する賠償責任
- ・排水または排気起因する賠償責任 など

補償期間

毎年7月1日(もしくは手続き完了日)～翌年6月30日

会費

1人当たり1年間300円

申込方法

書類書類を一式お送りしますので緑の少年団安全会までご連絡ください。

申込書と名簿を緑の少年団安全会までお送りください。
会費は、専用用紙(ゆうちょ銀行払込取扱票)で人数分をまとめてお支払いください。
すでに入会済みの少年団で追加の入会希望者がいる場合は、
緑の少年団安全会までご連絡ください。手続きについてご案内いたします。

申込・お問い合わせ

全国緑の少年団連盟「緑の少年団安全会」
公益社団法人国土緑化推進機構 総務部内

緑の少年団安全会を円滑に運営するため、
保険代理店を通じて国内の損害保険会社へ委託しています。
詳細については、緑の少年団安全会へお問い合わせください。

緑の少年団

安全会のご案内

緑の少年団活動中に事故があったときの補償制度として、全国緑の少年団連盟では、
「緑の少年団安全会」を設けています。団員・指導者のケガにプラスして、
熱中症や急性疾患等の特定の疾病も補償の対象となっています。

傷害補償

補償内容

災害死亡補償

後遺障害補償

療養補償

活動中^{*1}の団員や指導者^{*2}が被ったケガや特定の疾病^{*3}に対して、補償規程に基づいて補償金をお支払いいたします。
また、地震、噴火、これらによる津波から生じた事故、これらに伴う混乱から生じた事故についても補償対象となっています。

(※1) 活動中とは、各少年団の指定する場所に集合したときから解散まで、および住居からその場所までの通常経路の往復中とします。

(※2) 団員や指導者とは、活動開始までに緑の少年団安全会加入者名簿に登録された、緑の少年団活動への参加者とします。

(※3) 対象となる特定疾病は、次のとおりです。

- ・急性心疾患(心筋梗塞、急性心不全等)
- ・急性脳疾患(くも膜下出血、脳内出血等)
- ・急性呼吸器疾患(気胸、過換気症候群等)
- ・細菌性食中毒
- ・熱中症(日射病、熱射病等)
- ・低体温症
- ・脱水症

補償規程

種 類	補 償 金 額	説 明
災害死亡補償	100万円 (特定疾病:50万円)	団員や指導者が、活動中の傷害または特定疾病を原因とする身体傷害により、その傷害または特定疾病を被った日からその日を含めて180日以内に死亡し、団員や指導者に対して補償が行われたとき補償金をお支払いします。
後遺障害補償	程度に応じて 上記「災害死亡補償」の4%～100% (特定疾病:傷害等級1～3級50万円、 傷害手当金5万円)	団員や指導者が、活動中の傷害または特定疾病を原因とする身体傷害により後遺障害を残され、団員や指導者に対して補償が行われたとき、その程度により補償金をお支払いします。
療養補償	入院(日額) 180日限度 1,500円 (特定疾病:750円)	団員や指導者が、活動中の傷害または特定疾病を原因とする治療のために入院し、団員や指導者に対して補償が行われたとき、その傷害または特定疾病を被った日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、180日を限度として補償金をお支払いします。
	入院(日額) 90日限度 1,000円 (特定疾病:500円)	団員や指導者が、活動中の傷害または特定疾病を原因とする治療のために入院し、団員や指導者に対して補償が行われたとき、その傷害または特定疾病を被った日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、90日を限度として補償金をお支払いします。

補償金をお支払いできない場合(主な例)

- ・団員や指導者の故意または重大な過失
- ・団員や指導者の犯罪行為または闘争行為
- ・団員や指導者の麻薬、あへん、大麻または覚醒剤、シンナーなどの使用
- ・頸部症候群(むちうち症)または腰痛で自覚症状しかないもの
- ・団員や指導者が活動参加直前12ヶ月以内に治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と医学的に因果関係のある特定疾病による身体障害 など